

**ALBS Japan, Inc.**

E-mail : invest@albsjapan.com  
www.albsjapan.com

**International Immigration Law Group**

Ebisu Five Bldg, 2chome 2-6 Ebisu Nishi Shibuya-ku Tokyo 150-0021 Japan  
Phone(03)3780-7021 Fax(03)3780-7018

**Pley, Mimbu & Gibsons**

**ATTORNEYS AT LAW**

U.S.A./New York

U.S.A./Seattle

CANADA/Toronto

AUSTRALIA/Sydney

# AMERICAN LIFE EB-5 PROGRAM

## INFORMATION KIT

**アルビスジャパンインク**

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-2-6 エビスタビル Phone(03)3780-7021 Fax(03)3780-7018

Copyright © ALBS Japan, Inc. All Rights Reserved.

## 投資による移住

米国のように豊かで寛大な国ですら移民の数には制限があります。そのため、移民を制限する米国法が多く存在し、議会において毎年改正され、より強固な制限のある法案が可決されています。それでも、米国に投資し、進んで社会の発展に寄与する一員になろうとする移民は、以前より歓迎される傾向にあります。

米国政府は、投資による移住というプログラムを創出し、そのプログラムは永住権の取得を望んでいる多くの人の興味を集めています。

このプログラムは、投資家に事業投資の報酬を受ける機会を提供するだけでなく、永住権(グリーンカード)を取得する機会をも提供しています。言い換えると、投資家は投資からの利潤を得ることができると同時に、その家族の永住権を取得することも国籍を取得することも可能としております。

法律に基づいた投資プログラムは、世界の他の投資プログラムよりかなり柔軟で自由度の高いものです。例えば、EB-5 投資プログラムによれば、移住を望まれる投資家は経営や経営方針の決定に参加することが条件となっており、リミテッドパートナーとして積極的(監査等)に参加する必要がありますが、日常的な業務や管理を要求されておられません。従って、他の職業や個人のベンチャーを追求することができます。

以下2つの主な条件を満たすことを前提として、投資に関しての多くの選択権が存在します。

1. 投資家は、米移民局が指定する地域センター(Regional Center)内の事業に100万ドルまたは50万ドルの投資を行う。
2. 新しい事業は米国経済に利益を与えなくてはならず、間接的であるにしても10人の米国従業員の仕事を創出しなければならない。従業員には投資家の配偶者や子供たちは含まれない。

これらの投資条件が満たされ、申請者自身や医療面に関する基準となる条件が満たされた時、投資家、配偶者、および21歳未満の未婚の子供は約12ヶ月で米国への合法的に永住権を取得することになります。

第2段階は21カ月後です。移住を望まれる投資家が、投資を継続させ他の条件が満たされた場合、移住した最初の日付に遡り、移民弁護士が条件付きの地位撤回の申請をする援助を投資家とその家族に行います。婚姻法と同様、投資家が最初に永住権の認可を受ける時点で条件が付加されます。これは、投資家が永住権の認可を受け取った直後に投資を打ち切ることがないようにするためです。

最後に、合法的に永住してから5年後に全ての条件が満たされた場合、投資家、配偶者や家族は米国市民権の申請をすることができます。認可が下りれば米国市民となります。

## プログラム参加のタイミング

EB-5 カテゴリープログラムは、2009年9月終了予定の時限立法でしたが、オバマ大統領が延長決議に署名し3年間(2012年10月まで)の延長が確定致しました。

ご注意としまして、通常時限立法は5年の期間となりますが今回は3年と短い期間での延長である為、3年後にこの法案は施行終了となる可能性がございます。永住権取得までの手続期間が現在の所、約1年掛かっておりますので、なるべく法案終了の1年前(2011年10月)までの参加をお勧めします。

## American Life と ALBS の役割

投資による永住プログラムの要点を次に挙げます：

このプログラムの条件や米国法に従うために資本投資をすることで、あなたと家族は永住権取得者になり、選択次第で米国市民になることもできます。但し、残念ながら、このプログラムの条件も米国法も複雑で容易に理解できるものではありません。例えば、この投資プログラムの資格を得るために不可欠な USCIS (米国移民帰化局) の書類全部を記入する援助は誰がするのでしょうか？投資するのに適切な企業や居住場所を捜す援助を誰がしてくれるのでしょうか？永住権を維持し希望によっては米国市民になるまでの必要な条件をあなたが満たしているかどうか確認するのは誰でしょうか？

American Life と ALBS はこれらを担当し、お手伝いさせていただきます。あなたがこのプログラムに参加したいと決心をした瞬間から、永住権を取得する瞬間までのあらゆるステップにおいて American Life と ALBS はあなたを援助し続けます。次ぎのページで American Life と ALBS が行っている業務の一部をご紹介します。

### 申請作業のあらゆる段階におけるあなたの代理

ALBS の移民弁護士は、最初の請願書から投資や事業計画の準備を含む証拠となる支援書まで、全ての書類を作成し提出します。請願の申請に必要なあらゆる情報を ALBS の移民弁護士と American Life が完成させます。

最初の請願申請書を提出してから認可を得るまで、ALBS の移民弁護士が USCIS との手続きを絶えず行います。ですから、あなたが米国永住権取得者としての地位を授かる(資格のあるあなたの家族構成員も含む)ことを保証し得るのです。その後、移民弁護士は面接の準備をし、在日米大使館での面接を受けていただきます。

あなたが永住ビザを取得後、米国に入国し 21 ヶ月後、条件付き永住権から永久的な永住権へと変える準備をするために American Life と ALBS はあなたのファイルを保管します。その後、面接が行なわれる場合、移民弁護士が申請書を作成し代理を務めます。

### 申請作業のあらゆる段階におけるあなたの代理

ALBS の移民弁護士は、最初の請願書から投資や事業計画の準備を含む証拠となる支援書まで、全ての書類を作成し提出します。請願の申請に必要なあらゆる情報を ALBS の移民弁護士と American Life が完成させます。

最初の請願申請書を提出してから認可を得るまで、ALBS の移民弁護士が USCIS との手続きを絶えず行います。ですから、あなたが米国永住権取得者としての地位を授かる(資格のあるあなたの家族構成員も含む)ことを保証し得るのです。その後、移民弁護士は面接の準備をし、在日米大使館での面接を受けていただきます。

あなたが永住ビザを取得後、米国に入国し 21 ヶ月後、条件付き永住権から永久的な永住権へと変える準備をするために American Life と ALBS はあなたのファイルを保管します。その後、面接が行なわれる場合、移民弁護士が申請書を作成し代理を務めます。

## ご参加の判断

移住したいかどうか、あるいはどこに移住したいかを決定するのはあなたと家族です。

しかも、このような決断はあなたの生活を永久に変えてしまうことがありますので軽率に決断をなさるべきではありません。

一度決心をしたら、次のステップはより容易なものになります。

まず、この投資プログラムにあなたが参加することが可能であるか等を診断するために ALBS が用意する分析診断サービス(¥ 21,000)をお受け下さい。メールあるいは電話でご連絡を頂くか、またはウェブサイト上からお申込み下さい。

03-3780-7021 若しくは <http://www.usavisa.jp/EB5>

そこから ALBS は作業を開始します。分析終了後、ALBS と American Life の代表者が、面談をさせて頂くための連絡を差上げます。面談において ALBS が移民法に関して American Life が投資に関して各別に説明し、参加の可能性、投資プログラムの条件、規定と恩典の全てをご説明致します。並びにどのようにして ALBS と American Life があなたを支援するか等を説明致します。

### 以下のような目的をお持ちの方が実際にこのプログラムに参加されています

EB-5 プログラムには、ビジネスチャンス、シニアライフ、子供の教育など、様々な目的で参加されています。

アンケートから一例をご紹介します。

- ご家族で移住をお考えの方
- アメリカで事業経営をお考えの方
- アメリカの大学を卒業後(本人若しくはお子様)、継続してアメリカでの生活を望んでおられる方
- アメリカ駐在任期終了後、お子様の為に継続してアメリカでの生活を望んでおられる方
- お子様の留学をお考えの方、またはご家族で留学をお考えの方
- 就職をお考えの方
- リタイア後、日本の年金を得ながらアメリカ滞在をお考えの方、アメリカにセカンドハウスをお持ちの方
- ハワイ、ニューヨーク、カルフォルニアなどへ移住をお考えの方

## 永住権(グリーンカード)を取得するための最良の方法を American Life と ALBS は提供します

家族にとって非常に重要な決断の1つは、2つの居住地を持つことについてです。

世界の色々な国が提供する永住権プログラムや米国の永住権プログラムについては、入念な調査が必要不可欠です。American Life の投資家永住権プログラムは初期の段階から業績を確立し立証してきました。

- ◆ American Life は EB-5 投資プログラムにおいて経験のある最も成功を収めている不動産投資会社です。しかし、American Life の投資プログラムは永住権取得のために企画されたプログラムではありません。あくまで投資により高い収益が得られることを主要目的としており、EB-5 永住権の取得はその恩典の一つです。(American Life 情報による)
- ◆ American Life の投資プログラムは複雑な米国投資家移民法の全てに対処しています。(American Life 情報による)
- ◆ American Life と ALBS は永住権の取得を迅速に処理します。(平均 12 ヶ月、ケースによってはこれより長くかかることもあります)
- ◆ American Life の EB-5 プログラムは 100%の永住権取得成功率を誇る米国唯一の会社です。また、これまで 800 名以上の方が参加されています。American Life は世界の主要国に配属された支店や代表者があなたを支援します。(American Life 情報による)
- ◆ 永住権を取得するにあたって投資収益が確保できる上、永住権の取得が容易でカナダなどのプログラムに比べて利益を得ることができます。(American Life 情報による)
- ◆ American Life の投資プログラムに携わる ALBS の移民弁護士は知識、経験ともに豊富で優秀な移民弁護士です。
- ◆ American Life の投資プログラムは夫、妻、21歳未満の未婚の子供を対象とした家族全員に該当します。また夫および妻が別々に申請することも可能です。
- ◆ American Life と ALBS には投資家プログラムのあらゆる段階において移住を望まれる投資家を援助する法律、会計、財務及び事業の分野で経験豊富な専門家がおります。
- ◆ 米国投資永住権プログラムは非常に柔軟性があります。申請者には年齢、事業訓練、事業経験および英語の能力等に関する必要条件はありません。また、永住権取得者は継続して米国に居住する必要はなく引き続きご自分の出身国で事業や職業上の関係を継続させることが可能です。

## チェックリストと手順

下記のチェックリストはあなたの申請において必要な書類と書式の収集、作成のために提供されています。

極秘質問書

投資完了書類(一式)

以下に挙げる個人に関する書類のコピーを提供する:(次のページにそれぞれの詳細があります)

履歴書

申請書に含まれる家族全員のパスポートのコピーあるいは身分証明書

事業を営んでいる場合は登記簿謄本

資産証明書

申請書に含まれる家族全員の戸籍謄本

健康診断書(請願認可後)

警察証明書(請願認可後)

指紋(請願認可後)

以下に挙げる書類を読み署名する:

弁護約束同意書

フォーム I-526 - 外国人投資家による移民請願

フォーム G-28 - 弁護委任状

情報を完全に揃えることが重要になります。情報が完全である場合にのみ請願認可のための申請書が作成されません。

## 必要な情報と書類

米国政府が要求する情報は、経験のある移民弁護士の指示のもとで準備をすれば、さほど複雑難解なものではありません。事実、米国投資家永住権プログラムは、カナダの投資家永住権プログラムほど多くを要求していません。

**質問書:** 英語で記入した顧客用質問書が必要です。この質問書は申請者の要望と条件を理解するためと USCIS への提出書類に必要な情報として ALBS の移民弁護士が必要とするものであり、極秘文書として取り扱われます。

**パスポート:** この請願書が取り扱う本人および家族全員の出身国が発行した、現在所持しているパスポートのコピー。

**家族に関する証明書:** 戸籍謄本(養子縁組による家族は最終決定の文書のコピーが要求されます)離婚または死別の配偶者がいる場合、その婚姻関係が終了したことを示す証明書が要求されます。それぞれの家族構成員についての情報が請願に含まれます。

**履歴書:** 学歴、職業、事業や投資経験を記した履歴書。最終学校の卒業証明書または他の教育面に関する証明書のコピーが必要です。もし取得可能であれば会社登記簿、事業案内書や申請者の事業に関する情報等または専門的な組織の一員であることを示すことは有利になります。申請者のキャリアや業績に関する書類をできるだけ多く提出して下さい。これらの書類は法律により義務付けられているものではありませんが ALBS は完全な情報により処理を行うことをモットーにしております。

**財務諸表/財政情報:** 申請者の資産を示す財務諸表。この資産には 株、不動産(家又は投資不動産)及び現金等が含まれます。この資産の中には投資を行った投資金も含まれます。不動産評価書、税務会計士による株評価書、銀行による現金残高を証明するオリジナル書状、報告書等の資産価値評価書が必要となります。投資家に属する、またその監督下にあるものとして不動産証書、事業所有権の情報なども提供されなくてはなりません。すべての書類は正式な証明が必要となります。

**資金源:** 資金は合法的に取得したものでなくてはなりません。合法的で法律に違反しないルートから資金が派生していると述べている移民弁護士または官公役場からの証書を提出する必要があります。密輸や麻薬の取引等得た不法な資金は認められません。合法的な資金の例としては両親または他人からの贈与、遺産、不動産 の売却、事業や株から得た収益やその他の事業の売却や取引等があげられます。

**健康診断書:** 請願を認可された後、米国大使館が指定する病院での健康診断が必要になります。一般的には診断の結果、伝染性の疾患でない限り申請を却下されるようなことはありません。しかし移民弁護士が法的な資格を判断するために、最初の極秘質問書には正直に記入する必要があります。

**警察証明書:** 請願を認可された後、米国大使館の指示の元、申請者は 16 才以上の家族構成員についてその出生国(また、もし米国で地位変更申請する場合は米国から)の警察証明書を取得しなくてはなりません。些細な記録または問題については抹消することが可能ですが、移民弁護士が法的な資格を判断するために最初の分析質問書には正直に記入する必要があります。

## 移民弁護士が行う調査、書類作成及び種々のサポート

投資完了書類の調査

請願に関する情報の調査

- 正確または完全でない場合、訂正するかまたは別の情報を提供するよう要求

移民弁護士が USCIS に申請者の請願書の提出(審査期間は約 6 ヶ月です)

Packet III とフォーム I-485 の提出

- 請願認可後における申請者の健康診断
- 請願認可後における申請者の警察証明(指紋)

在日米国大使館または米国内にある USCIS での面接の準備

面接により投資家の永住権発給許可証を受領

- 米国外の方は180日以内に米国に入国しなくてはなりません。
- 入国の際に期限付き条件の永住権を取得。この時点から、永住権保持者として米国で自由に生活を送る事が可能となります。

この時点で、当事務所のサポートが終了となります。

投資家の米国入国から2年経過する90日前の移民弁護士による期限付き条件の撤回の申請

- 期限付き条件の撤回の申請の時期になりましたら、その時期の移民法及び申請プロセスに見合ったサービス及び費用をご提示致します。他の移民弁護士事務所若しくは、引き続き当事務所のサポートをご利用になれるかをその時点でご判断下さい。(別途費用となります。)

条件無し永住権の取得。全ての手続き終了。

この時点で、期限付き条件の撤回の申請手続きが終了となります。

書類はすべて英語に翻訳しなくてはなりません。投資家は英語で書かれたすべての合意書と政府書式申請書に署名しなくてはなりません。

## American Life 特別投資永住権プログラムに関して よくある質問 (FAQ)

### 1. 永住権(グリーンカード)取得のメリットは何ですか？

米国永住権の取得を希望する理由は人それぞれです。全般にその理由は家族のためです。米国が提供する生活環境、教育、自由は世界のどの国にも勝ります。

American Life 特別投資プログラムにおける永住権取得者は、全ての米国人と同様の恩典を得ることができます。

米国には家族にとって、また個人や会社が投資をするにあたって安全で安らぎの場所があります。永住権を取得している家族はいつでも自由に米国に出入国ができ、いつまでも滞在できます。

個人、会社問わずビジネスの取引においても米国との接触が容易になります。

ハワイ、カリフォルニア、フロリダ、ニューヨーク、ワシントン、コロラド等、米国内のどこでも働き、住み、また、ご自分の会社を経営することもできます。

大学、大学院をはじめとして優れた学校が米国には数多くあります。米国内のどの大学に入学することも可能な上、米国市民同様の授業料が適用されるため他の留学生の授業料に比べ格安になります。この額は American Life 投資プログラムから毎月得られる配当で充分賄われます。

他の経済国に比べ、米国内では居住費および生活費が遥かに安く済みます。

米国人学生と同様、働きながら勉学に励めます。その後大学を卒業した後も、継続して自由に仕事に就くことが可能です。また、大学院で勉学を続ける金銭的な余裕もできます。

医学校への入学が容易になる上(外国人の入学は非常に難しい)授業料等においても上述の特権が得られます。

財政面、社会面および教育面での恩典を米国政府から得られます。

与えられる資格としては公立学校への通学、健康保険や社会保証が得られます。

永住権を取得して5年後には米国市民になる法的な資格が与えられます。

米国市民になりますと家族を米国に呼び寄せることが可能となります。

L、E-2(駐在)、H 等(就労ビザ)の非移民ビザには期間及び条件の制限がありますが永住権を取得すれば更新や再申請をする必要はありません。

## 2. 永住権と市民権の違いは何ですか？

大きく異なる点は米国市民になると、その個人には選挙権と公的な職業に就く権利が与えられることです。米国市民になるには2つの方法があります。1つは米国に生まれる、もう1つは帰化による方法です。ほとんどの場合、米国市民になるためには、まず永住権取得者になることです。次に5年間永住権取得者でいることで市民になるための基本的な要求を満たすこととなります。そして、市民権の請願前の30ヶ月米国に滞在することです。

## 3. EB-5 投資家永住権プログラムとは何ですか？

1990年の移民法は、移住を望まれる外国人投資家に対してEB-5投資家永住権プログラムとして知られる新しい移民ビザのカテゴリーを設けました。一般的にEB-5プログラムは外国人が2年以内に10人のフルタイム(週最低35時間)の雇用の創出、維持に結びつくように、直接的あるいは間接的に「新規または既存の事業」に100万ドルないし50万ドルのいずれか、「リスクを伴う」「投資をしている、あるいは積極的に投資をしている過程」であることを要求しています。

## 4. 連邦政府指定地域センタープログラムとは何ですか？

American Lifeは連邦政府指定地域センターの要求を満たすことを含め、様々なタイプの不動産投資物件を提供しています。事業は認可された手段に基づき「間接的雇用」を利用した法の要求を満たす雇用創出をする地域センターとして認可された地域に位置しております。連邦政府指定地域センタープログラムは、1993年割当法案の条項610(c)のもと議会において認可されました。連邦政府指定地域センターの要求を満たすためにAmerican Lifeは米国のシアトルのSODO地区に所在する不動産の賃貸事業に焦点を当てています。

## 5. どれくらいの数がこのEB-5永住権に割り当てられているのですか？

米国議会は、最低10人の米国人労働者(フルタイム)の雇用創出維持に結びつく投資により、適格となる外国人に対して年間10,000件の割当枠を設けています。そのうち5,000件が地域センターへの投資家に割り当てられます。

## 6. American Life 特別投資家プログラムは何時でも参加可能なのでしょうか？

参加枠はプロジェクトごとに異なります。

割り当て枠が満たされた場合は次のプロジェクトまでお待ちいただくこととなります。

また、EB-5カテゴリープログラムは、2009年9月終了予定の時限立法でしたが、オバマ大統領が延長決議に署名し3年間(2012年10月まで)の延長が確定致しました。

ご注意としまして、通常時限立法は5年の期間となりますが今回は3年と短い期間での延長である為、3年後にこの法案は施行終了となる可能性がございます。永住権取得までの手続期間が現在の所、約1年掛かっておりますので、なるべく法案終了の1年前(2011年10月)までの参加をお勧めします。

## 7. このプログラムとL-1(管理者転勤)、E-1/2(条約貿易家投資家)との違いは何ですか？

E-1/2条約貿易家投資家プログラムでは、非移民者としての一時的な地位しか得られません。事業が終了した時点

で非移民者としての地位が消滅します。同様に L-1 も非移民の分類です。E/L ビザは有効期限が決められており、またビザの有効期限がまだ残っていても事業が継続できなければビザが自然消滅となります。しかしながら、EB-5 プログラムの場合、移民者としての永住権が発給されますので、上記のような煩わしい規定などはございません。

#### 8. 誰が永住権(グリーンカード)を取得できるのですか？

夫、妻、21歳未満の未婚の子供すべてが含まれます。養子の子供も家族に含めることができます。合衆国法は教育・訓練・就労経験などを問いません。

#### 9. 職歴や学歴が必要ですか？

規定では投資家はいかなる事業経験も問われません。同様に投資家は、最低限の学歴を要求されることもありません。投資家に対する唯一の要求は、十分な合法的資産と投資が可能かどうかだけです。これは米国とカナダのプログラムの相違点であり、重要なポイントです。

#### 10. 参加できない条件は？

法律上の欠格事由は少なくありません。最近に起こした道徳的に卑劣な罰を含む犯罪歴や他人に及ぼす恐れのある健康上の障害などは、失格になる可能性があります。罪の重さや病気の種類により異なりますので、申請者は適格であるかどうかを判断するために事前に ALBS の分析診断を受けて頂きます。

#### 11. 分析診断サービスとは何ですか？

専門の米国移民弁護士がご状況を総合的に分析し、個別のアドバイスを行うサービスです。

多額の投資を行ったにも拘らず永住権が取得できない場合は、クライアント様にとり最悪のシナリオです。その様な結果を事前に防ぐ為に ALBS では、正式に EB-5 プログラムに参加される前に必ず“弁護士による分析診断サービス”をお受けいただいております。

分析診断では、あなた様の状況及びご要望を弁護士が把握した上で、EB-5 プログラムの規定にきちんと法的に満たされているか否かを確認させて頂くサービスです。

また、ご要望を考慮した上で最も適した方法及びプランをご説明させて頂きます。

ご説明をさせて頂く際には、アメリカンライフ社にも同席を依頼する事も可能となっておりますので、移民法以外の投資に関してもご返答させて頂く事が可能です。

分析診断サービス終了後、実際の永住権申請手続きをご希望の方には、弁護士によるトータルサポートにて永住権取得までフルサポートさせていただきます。

弁護士のサポートを得てより確実に EB-5 プログラム参加を行うことで、申請却下を回避することは、ビザ申請にあたって障害がある方のみでなく、渡米を真剣にお考えの全ての皆様にとって最も有益かつ効率的な方法です。アルピスジャパンの分析診断サービスを是非ご利用ください。

## 12. 投資に参加した場合の投資家の義務は何ですか？

米国移民法における EB-5 の規定には、経営や経営方針の決定に参加することが条件となっており、有限責任組合員(Limited partner)である投資家の経営参加が求められています。ただし、ほとんどの州の合資会社規定では有限責任組合員(Limited partner)の積極的経営参加を禁止しております。

一方で積極的参加を求められ、もう一方では禁止されているのです。そこで American Life は、各有限責任組合員(Limited partner)に決算報告書の監査および総合的方針決定に対して助言を求めることで経営に参加している形を採っております。American Life は、投資家を投資におけるリミテッドパートナーとして登録することにより、すべての要求されている条項を満たしています。American Life はこの事業形態で投資家を保護しております。

## 13. 米国に毎年どれくらい滞在しなくてはならないのですか？

米国領事館で移民ビザを取得したすべての投資家に対する最初の要求は、大使館からの移民ビザ発給後 180 日以内に米国に入国することです。投資家は、米国に居住地を定めなくてはなりません。居住期間については、カナダと異なり、実際に米国に滞在する期間を投資家に要求しておりません。例えばカナダは、5 年間のうち 2 年間の滞在を要求しています。一方、米国は合衆国法のもと、投資家は居住する「意志」を見せれば良いことになっています。居住の意志の証明として銀行口座開設、運転免許の取得、社会保障番号の取得、州、連邦税の納税、家を借りるまたは買うなどがあげられます。米国の住民は、その職種や職業の性質により海外で働くことが認められています。そのような米国以外に居住する住民に関しては、ALBS はその投資家と家族に対し 6 ヶ月に 1 回は米国に再入国することを提案しています。場合により、投資家は日本居住を維持しながら米国に再入国することなく、最長 2 年間米国外に留まることを USCIS に認めてもらう「再入国許可」の発行手続きを行います。

## 14. 私と私の家族が永住権を取得するまでどれくらいかかりますか？

カナダの投資家カテゴリーが約 2 年間かかっているのに比べ米国は早く、平均申請期間は 12 ヶ月です。最初の請願の申請に約 6 ヶ月かかり、その後は健康診断、その他の USCIS / DOS の要求する書類を揃え、面接までの期間が約 6 ヶ月。(取得期間は、申請時期により流動的です。)

USCIS = 移民帰化局  
DOS = 国務省

## 15. 過去において USCIS によってビザの発行を拒否されたり取り消されたことがある、あるいは入国拒否を受けたことがある、それでも申請できますか？

過去においてビザの却下や入国拒否を受けたことは、虚偽の申告等の重大な問題を除けば必ずしも申請者の欠格事由にはなりません。申請に先立って分析を受ける際、ビザトラブル、犯罪および医療上の問題等の全てを ALBS の移民弁護士に報告することが最も重要になります。

**16. もし、現在合法的地位でない(例えば、現在ビザのないまま米国に滞在している)場合は申請できますか?**

昨今、合衆国法は米国に居住している者に対して有効なビザを持っていなくても永住権を申請することを認めています。しかし、他にも多くあるようにこの法律も変化しています。1997年9月27日から施行されたのが、非合法的地位の外国人は米国内で永住権の申請を認められないというものです。まず自分の出生国に戻り、米国大使館を通じて申請しなくてはなりません。非合法的地位の例としてビザの期限が切れた後も米国に滞在している、つまり適切なビザのない学生や旅行者などがあげられます。このような場合、USCIS はおよそ\$1,000 ドルの罰金を課しますが、それ以外の申請作業は通常通り進められます。

**17. USCIS は EB-5 申請をどのように受領するのですか?**

USCIS 地域センターは、ビジネス事業の管轄区とともにビザ申請を受領し検討します。一般に受領してから約6ヶ月間で回答をします。この手続きに必要な時間は、人員と取り扱い件数に拠ります。ビザ申請の認可により、USCIS は国務省へ自国の米国大使館での永住権発給のための面接を依頼する通知を送付します。代わりに、もし投資家がそのとき米国に在住していれば、USCIS 地域センターは米国内の USCIS 地方事務所へ通知し、投資家は米国内で地方事務所への書類提出の援助を受け発給の面接まで待機します。

**18. 請願が認可されたら家族が別々の国で面接を受けることができるのですか? (例えば米国の学校に通学している子供)**

家族が別々の国で面接を受けることはできます。出生国あるいは家族が現在居住している国などが基本的な面接地となります。米国の学校に通学する学生など、家族のいずれかが他の国にいる場合もあります。その学生は出生国に戻る必要はなく米国の USCIS の管轄区でビザステータス変更の手続きをすることができます。

**19. 米国の USCIS あるいは海外の米大使館で面接を受けるべきですか?**

ある程度まで選択できますが、面接をどこで受けるかというのは重要問題ではありません。自分の出生国での面接が邪魔や妨害を受ける恐れがあるというような特別の政治的理由でもない限り、場所はあくまで利便性を優先します。もし米国の USCIS で面接を受けるのであれば、申請者は米国に居なくてはならず、また何らかの居住の証拠(ビザ)がなくてはなりません。移民弁護士が適切な面接場所を決定してくれるでしょう。

(通常、米国内での手続きは海外の米大使館での手続きに比べ時間が掛かります)

**20. 適格な投資「資産」とは何を意味します?**

規定では資本を「現金、設備、在庫、その他有形資産、現金と同意義のもの外国人企業家が所有する資産によって保証されている抵当権」として定義しています。負債は、外国人起業家が主として個人的にその負債を負っているときのみ資本として認められます。規定は外国人自身の資産によって確保されている抵当権も「資本」として認めています。

**21. 「合法的に取得した」投資家の資産とは何ですか?**

規定に基づき、投資家は資産を合法的な方法で取得したことを立証しなくてはなりません。これは投資家に資産が合法的な事業、収入、投資、地所売却、相続、贈与、融資、またその他の合法的手段により取得したものであることを証明することを要求しています。

**22. もし資金が米国やその他の国にある場合でも、投資金を自分の国から送金しなくてはならないのですか？**

投資に必要な資金を、どのような場所からでも米国に送金してかまいません。必ずしも資金を自分の国から送金しなくてはならないということはありません。

**23. 「条件付き」と「無条件」の永住権の違いは何ですか？**

規定では EB-5 移民ビザの認可を受けた投資家は「条件付き」グリーンカード(実際はクリーム色)を受取ることになります。通常の永住権との相違は、条件付き永住権は 2 年後に無条件永住権(通常の永住権)に切り替わるということだけです。カードは全く同じで同じ権利と恩典が得られます。

**24. 投資家はどのように「無条件」の永住権を取得するのですか？**

2 年後、移民弁護士は投資家が EB-5 申請における規定と条件に従っているということを USCIS に証明します。とくに投資家は投資の継続と雇用が投資事業によって創出 / 維持する必要条件を証明しなくてはなりません。この手続きは、すべてのビザの不正を取り除くために確立されました。投資が継続して有効であることを証明することにより投資家と家族には期日のない無条件の永住権が発給されます。

**25. 「条件付き」について説明して下さい。**

投資の目的が雇用創出であるため、USCIS は投資家が永住権を取得してすぐ投資を打ち切ることを望んでいません。法律上は最低 2 年の投資の継続を要求しています。American Life の投資プログラムは、なるべく多額の収益を上げるためにできる限り長期間の投資を薦めていますので、自動的に適格とみなされます。

## このプログラムに参加ご希望の場合の今後の作業手順

EB-5プログラムに参加ご希望の方は、事前に分析を受けていただきます。

分析では、永住権取得をご希望とされているクライアント様の状況を担当弁護士が明確に理解し、最も適した申請方法及び永住権の可能性などに関してご説明させていただきます。

分析の前に詳細説明をご希望される場合は個別相談コーナーを設けております。電話 03-3780-721、あるいはウェブ上(<http://www.usavisa.jp/EB5>)からお申し込みが可能です。

### 分析手続きの流れ:

#### Step 1:

分析をお受けになる場合は、ALBSのウェブサイト(<http://www.usavisa.jp/EB5>)またはお電話にてご指示願います。

分析診断の費用(21,000円)のお支払いはカードまたはお振り込みで承ります。分析の結果、可能性がありその後プログラムに参加される場合、分析費用は返金されます。ALBSより分析用質問書を送付させていただきます。

#### Step 2:

質問書に全てをご記入していただいた上、ALBSにご返送いただきます。全てを正確にご記入下さい。

#### Step 3:

移民弁護士が分析を開始。

#### Step 4:

当東京事務所にてALBS及びAmerican Life社の代表者から移民法と投資に関する説明を受けます。(遠方の方は、TEL面接も可能です。)参加可能性(移民法上)のご報告と更にプログラムに参加するための詳細説明、参加時期および永住権を取得するまでの期間等のスケジュールをお知らせ致します。また、現地シアトルにご案内することも可能です。

(参加時においてAmerican Lifeの投資家枠が既に満たされている場合は次のプロジェクトまでお待ちいただきます)

## EB-5 プログラムに正式参加をご希望の場合は

### 申請手続きの流れ:

1. ALBS より弁護士委任状を含む初期書類一式と American Life 社より投資契約書類を受け取ります。
2. 送付書類を確認の上、指示に従い投資用資金を American Life 社が指定するあなたの事業(リミテッドパートナーシップ)の口座にお振込み頂きます。また、ALBS に手続き費用をお振込み頂きます。
3. 上記の契約書類に署名及び記入し ALBS および American Life 社にご返送頂きます。
4. American Life 社より投資金受領の通知を受け取ります。
5. ALBS、担当弁護士および American Life 社が手続き作業を開始します。
6. ALBS より、USCIS (米移民局)に請願を行う為の書類の収集指示
7. 事業(リミテッドパートナーシップ)に参加手続きが完了し、ALBS と担当弁護士が請願書類の作成及びファイルの準備
8. USCIS (米移民帰化局)に請願書をファイルします。
9. USCIS (米移民帰化局)より請願書類の受付通知を受け取ります。
10. USCIS (米移民帰化局)より請願の認可書類を受け取ります。
11. ナショナルビザセンターより条件付永住権(移民ビザ)申請のための指示書と申請フォームを受け取ります。
12. 指示に従い永住権の申請書類の収集及び申請書類(警察証明および身体検査など)の収集及び申請書類に記入、署名をいただきます。
13. ALBS より面接前の注意およびブリーフィングを受けて頂きます。
14. USCIS (米移民帰化局)または東京の米国大使館にて領事との面接を受けていただきます。
15. 認可を受け、後日永住権(移民ビザ)が発行されます。
16. ALBS より今後のスケジュール、注意、永住権の維持方法などの書類を受け取ります。
17. 認可受領後 180 日以内に渡米をしていただきます。
18. 渡米後3ヶ月～6ヶ月以内(米国に居住し続けている必要がありません)に永住権(グリーンカード)を受け取ります。

(期間の目安)通常の場合、8～10までの期間が約6ヶ月間、11～15までの期間が約6～9ヶ月間です。

### 条件付解除申請手続きの流れ:

1. 条件付き永住権を取得(上記 No.18)後、12～18ヶ月後に永住権の条件撤回のための請願準備
2. 条件付き永住権を取得(上記 No.18)後、21～24ヶ月後に永住権の条件撤回のための請願ファイル
3. 条件撤回のための請願ファイルから6～12ヶ月後に条件撤回請願の認可証受領(永久の永住権取得)

## American Life 投資永住権プログラムの特徴

事業(Limited Partnership)に事実上の投資を行ったにしても事業の責任は個人的に発生しない、自ら事業の運営に参画しなければならない等の煩わしい条件はありません。

カナダの投資プログラムの条件と異なり、事業経営経験等は問われません。

学歴や英語力等も問われません。

過去にビザや永住権の申請却下および入国拒否を受けた経験があっても参加の可能性があります。(但し、重犯罪および虚偽の申告歴は除く)

家族全員の永住権取得が可能です。(本人、配偶者、21才未満の子供)

米国国内での就業義務はありません。

日本の年金受給者は米国に居住しながら受け取ることが可能です。

## プログラム参加条件

十分な資産を証明できる方(その資産は合法的に得たことを証明しなければなりません)

移民法規定による最低 US\$ 53 万ドルの投資が可能な方

過去 20 年以内に重犯罪の無い方(犯罪の種類により 20 年経過していても不可能な場合があります)

人に害を与える伝染性の病気を現在患っていない方

## American Life EB-5 投資永住権プログラムの注意点としては:

American Life 社の各プロジェクトは参加する投資家の件数枠があり、枠が満たされた場合、次のプロジェクトまでの待ち期間があるということです。待ち期間はプロジェクトの内容により異なります。

## プログラム参加に伴う費用

移民法規定による最低 US\$ 53 万ドルの投資費用

弁護士顧問及び手続き基本費用として 280 万円

(政府申請費用、翻訳費用は別途)

<参考>

2 年後の期限付き条件の撤回手続きは、別途費用となります。

(ページ 9 参照)

